

知っていますか？

日本の交通規制標識

一時停止



車は、停止線の直前（停止線がないときは交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

最高速度



車は、示されている速度を超えて運転してはいけません。
この標識だと、速度50km/hを超えて運転してはいけないということです。

駐停車禁止



車は、駐車や停車をしてはいけません。
この標識だと、午前8時から午後8時までの間、車を駐車または停車させてはいけないということです。

駐車禁止



車は駐車してはいけません。

車両進入禁止



車はここから進入してはいけません。